

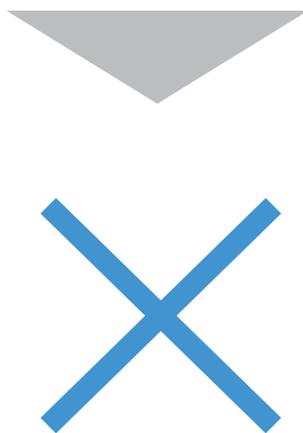
親睦会合時の物品持参



担当先のA薬局から新年会の案内状をいただきました。会場はBホテルで、参加費は1万円で実費相当額と考えられます。参加者はMR、MSと薬局スタッフです。案内状には会でビンゴを行うので「MRさんは参加費に加えて2千円程度の品物をご持参ください」との記載がありました。少額な景品類と考え2千円程度の品物を持参しようと思いますがよいでしょうか。



回答



品物の持参はできません

MRにのみ物品を要請されている場合は不当な景品類の提供となり、持参できません。

ただし、参加者全員が社会常識からみて妥当な額、内容の物品を平等に持参する場合は規約で制限されません。